

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案 新旧対照表目次

独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）	1
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）	9
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	11
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）	12

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">独立行政法人国立文化財機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条 第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条 第十四条）</p> <p>第四章 雑則（第十五条・第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条・第十八条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立文化財機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第一条第一</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立博物館法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条 第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条 第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一</p>

項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立文化財機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人国立文化財機構(以下「機構」という。)は、博物館を設置して有形文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。)を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財(同項に規定する文化財をいう。以下同じ。)に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資するこ

項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立博物館とする。

(国立博物館の目的)

第三条 独立行政法人国立博物館(以下「国立博物館」という。)は、博物館を設置して、有形文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。)を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

(事務所)

第四条 国立博物館は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 国立博物館の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立博物館に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、国立博物館に追加して出資

とができる。

- 4 機構は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 第三項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

- 第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
- 2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

- 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

することができる。

- 4 国立博物館は、前二項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 第三項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

- 第六条 国立博物館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
- 2 国立博物館に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

- 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して国立博物館の業務を掌理する。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号)第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 国立博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立博物館法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立博物館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす

### 第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 国立博物館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。

二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。

三 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。

四 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。

五 文化財に関する調査及び研究を行うこと。

六 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

七 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

八 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。

九 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項第一号の博物館をこれらの利用に供することができる。

二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。

三 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。

四 第二号の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

五 第二号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。

六 第一号の博物館を有形文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。

七 第二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。

八 第二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立博物館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項第一号の博物館をこれらの利用に供することができる。

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(有形文化財の処分等の制限)

第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財(通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用

(積立金の処分)

第十二条 国立博物館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 国立博物館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(有形文化財の処分等の制限)

第十三条 文部科学大臣は、国立博物館がその所有する有形文化財(通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及

に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

#### 第四章 雑則

##### (主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

##### (他の法律の適用の特例)

第十六条 機構は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項（第二号及び第二号の二に係る部分に限る。）の規定の適用については、国とみなす。この場合において、同項第二号及び第二号の二中「職員」とあるのは、「役員又は職員」とする。

2 機構は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項の規定の適用については、国の機関とみなす。

#### 第五章 罰則

第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機

び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

#### 第四章 雑則

##### (主務大臣等)

第十四条 国立博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

##### (他の法律の適用の特例)

第十五条 国立博物館は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項（第二号及び第二号の二に係る部分に限る。）の規定の適用については、国とみなす。この場合において、同項第二号及び第二号の二中「職員」とあるのは、「役員又は職員」とする。

2 国立博物館は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項の規定の適用については、国の機関とみなす。

#### 第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国

構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

立博物館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>（文化庁長官による公開）</p> <p>第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（国庫帰属及び報償金）</p> <p>第四百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り、）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（譲与等）</p> <p>第百六条 （略）</p>	<p>（文化庁長官による公開）</p> <p>第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館（独立行政法人国立博物館が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（国庫帰属及び報償金）</p> <p>第四百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り、）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（譲与等）</p> <p>第百六条 （略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、<u>独立行政法人国立文化財機構</u>又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、<u>独立行政法人国立博物館</u>若しくは<u>独立行政法人文化財研究所</u>又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる</p>
--	---

改 正 案		現 行	
別表第三（第百二十四条の三関係）			
名称	名称	名称	名称
(略)	(略)	(略)	(略)
根拠法	根拠法	根拠法	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人国立文化財研究所	
(略)		(略)	
独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）		独立行政法人文化財研究 所 独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）	
(略)		(略)	
独立行政法人国立博物館		独立行政法人国立博物館	
(略)		(略)	
独立行政法人国立博物館法（平成十二年法律第七十八号）		独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）	
(略)		(略)	

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>（退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>